

第 33 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 8 年 5 月 1 日
2、招集場所	中公民館 3 階 大ホール
3、開会	午前 9 時 15 分
4、会議に付された件名	
議第 101 号	非農地の確認依頼に対する判断について
議第 102 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議第 103 号	農業委員会等に関する法律第 37 条の規定による農業委員会事務の情報の公表について
議第 36 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 和田 純 書 記 今 井 俊 介
6、会議録署名者	14 番 奥村 俊雄 委員、2 番 田中 幹三郎 委員
7、欠席委員	1 番 水野 宏治 委員
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 33 回御嵩町農業委員会を開会します。（本日、1 番 水野 宏治 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。） 会議録 署名者に、14 番 奥村 俊雄 委員、2 番 田中 幹三郎 委員を指名します。 それでは議題 101 号 非農地の確認依頼に対する判断について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 101 号非農地の確認依頼に対する判断について、別表のとおり非農地確認の依頼があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 （議案書 3 ページ朗読） 別添資料は 1 ページから 12 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 2 番 田中 幹三郎 委員説明願います。
2 番田中幹三郎委員	2 番 田中です。1 号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。別添資料は 1 ページから 12 ページまでをご覧ください。 申請地の場所は、大庭自治会の公民館から北北東へ約 50m のとこ

	ろです。 事前説明は4月18日に現地で受けました。そして、現地確認は4月23日に依頼人立ち会いのもと、実施しました。現地の状況について説明します。 申請地の北側は依頼人本人所有の山林、東側は第三者所有の畑、南側は別の第三者所有の山林、西側はさらに別の第三者所有の山林及び畑となっております。東側及び西側の畑は、今回の申請地と同じく山林化しているような現況です。本申請地の非農地判断により周辺農地または周辺営農へ悪影響を及ぼす恐れはほとんどないものと思います。 本申請については、事務局より示されました非農地判断申請チェックリストに基づいて各項目を点検しました。現地の状況を見ましたところ、すべての項目で判断基準に合致していると判断して良いと思います。 また、本申請地は依頼人が相続によって取得するまでの過去60年間以上、被相続人である故・●●氏が所有しておりました。故・●●氏は直系の子孫が存在しません。 一方の依頼人は、令和6年に、母方のおじである故・●●氏から相続しており、本申請地の管理状況等に直接関与する立場ではなかったという事を勘案すると、本申請に至る過程にはやむを得ない事情があったものと考えます。 チェックリストの条件欄に記載の通り、非農地判断の決定が下りました場合には速やかに地目変更登記をする旨の誓約もいただいております。 以上のことから、本事案は依頼人の申請の通り、本申請地は非農地であるとの判断をするのが適当と考えますが、皆様のご審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に議第102号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	4ページをご覧ください。議第102号農用地利用集積計画の決定について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする5ページをご覧ください。 番号1は令和8年5月31日始期で農地中間管理権の設定をする農地です。また、番号2から5までは令和8年6月1日始期で農地中間管理権の設定をする農地です。番号1は新規での設定、番号2

	から5までは、令和5年5月1日からの利用権の設定の終期にともない、中間管理の設定を行うものです。終期についてはそれぞれ10年後までの日付を設定していますが、番号1のみ耕作者の意向により5年後までの日付の設定となりました。 貸付先につきましては、番号1は一般社団法人岐阜県農畜産公社を介して●●氏へ、番号2から4は一般社団法人岐阜県農畜産公社を介して●●氏へ、番号5は一般社団法人岐阜県農畜産公社を介して●●氏へ貸付となります。 別添資料は13ページから16ページをご覧ください。以上です。
会 長 日比野勝伸推進委員	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。番号1について、日比野 勝伸 推進委員説明願います。 はい。農地中間管理事業の申請について報告します。
会 長 事務局次長	4月16日に地区担当の奥村委員と現地を確認してきました。昨年までも水田として耕作をされており、田起こし・草刈り等も実施されております。期間5年の申請です。この申請は何も問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。 質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	●●氏は現在、上之郷地区を中心に約7.0haを耕作して主に水稻、大豆の栽培をしています。農作業に従事日数や実績、耕作機械の所有状況についても、トラクター、田植機、コンバイン等営農に必要な農業用機械を所有していることから、●●氏が当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。以上です。
会 長	採決に入ります。番号1について審議いたします。適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、番号1については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。 次に番号2から4の●●氏に関する案件について審議いたします。こちらについては、私自身に関する内容となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席いたします。 なお、通常は水野 宏治 職務代理に議長をお願いしていますが、本日欠席のため、議長の選出につきましては、事務局の方でよろしく願います。 (青木 会長 退席)
事務局次長	当該議事に関する議長につきましては、農業委員会としてのこれまでのご経験を踏まえ、山本 恵美雄 委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

	(異議なし) 異議がなかったため、山本 恵美雄 委員は議長席へお願いいたします。
議長山本恵美雄委員	それでは番号 2 から 4 にかけて審議いたします。 田中 宣行 推進委員説明願います。
田中 宣行 推進委員	はい、御嵩地区の田中です。事案 2 号説明します。 申請地は、御嵩公民館から北東へ約 300m の場所です。4 月 20 日に田中豊雄委員と現地確認しました。 以前から水稻の作付けを行っており、適切に管理されていることから、なんら問題ないと思われます。 続いて、事案 3. 4 号説明します。 申請地は、長岡集会所から南東約 200m 場所の 2 筆です。4 月 19 日に山本康彦委員と現地確認しました。 以前から水稻の作付けを行っており、適切に管理されていることから、なんら問題ないと思われます。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
議長山本恵美雄委員	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	●●氏について、今回農地中間管理権を設定する農地にて耕作に必要な機械、人員を有していることを確認しております。以上です。
議長山本恵美雄委員	採決に入ります。番号 2 から 4 にかけて審議いたします。適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、番号 2 から 4 については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。 審議終了いたしましたので、青木会長の着席を認めます。
会 長	(青木 会長 着席) 次に番号 5 の●●氏に関する案件について審議いたします。 当該事案は、田中 幹三郎 委員に関する内容ですので、農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで田中 幹三郎 委員は退席をお願いいたします。 (田中 幹三郎 委員 退席) それでは番号 5 について籠橋 良平 推進委員説明願います。 はい、籠橋です。

籠橋 良平 推進委員	何も問題ないと思います。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	●●氏について、今回農地中間管理権を設定する農地にて耕作に必要な機械、人員を有していることを確認しております。以上です。
会 長	採決に入ります。番号5について審議いたします。適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、番号5については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。 審議終了いたしましたので、田中 幹三郎 委員の着席を認めます。
会 長	(田中 幹三郎 委員 着席)。 次に議第103号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による農業委員会事務の情報の公表について、を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	6ページをご覧ください。議第103号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による農業委員会事務の情報の公表について。 農業委員会等に関する法律第37条の規定により、別添のとおり農業委員会事務の情報を公表することについて委員会の意見を求めるものとする。 はじめに当該議題は農業委員会等に関する法律第37条にて、農地等の利用の最適化の推進状況やその他農業委員会における事務の実施状況をインターネットで公表することとなっておりますので、毎年5月総会にて議題としているものです。別添資料17ページをご覧ください。
会 長	(資料17ページから22ページ 朗読) 当該議題の説明は以上です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
事務局次長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか
会 長	特にありません。 採決に入ります。議第103号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、議第103号は適当と認めま

